

食中毒にご注意

冷蔵庫を過信するのは禁物です

今年になって市内で発生した食中毒は6月と7月に2回ありました。しかし、食中毒は高温、多湿になる夏から初秋にかけて多く発生しますので、これからが本格的な発生時期といえます。

温度があがり湿度が高く、食中毒が発生しやすい状態になると、県衛生部で「食中毒警報」を出して、注意を呼びかけますから、食品衛生には十分注意してください。

いくら今日買ったばかりだといっても食べ物が人の口に入るまでには、多くの人の手や機械などを通ります。採取して加工、消費されるまでには、短かいものでも数日、長いものは数カ月たってようやく消費者にわたります。各段階で衛生保持に注意することは当然ですが、私達も食品の保存や料理などを清潔で衛生的に行なうことは食中毒の予防上大切なこと

とです。

予防には、めあたらしいきめてがなく10年前、20年前、さらにそれ以前からいわれていることが、現在もなおいい続けられています。食品取扱いの原則としては、①清潔、②迅速、③加熱または冷却の3つがポイントです。この3つが守られれば、食中毒のうちかなりのものが防止できます。

まず第1番目の「清潔」は、調理場などの衛生に気をつけることで食器類、包丁、まな板、ふきんなどの洗浄や消毒を徹底し、ネズミ、ハエ、ゴキブリなどの発生源は計画的な駆除を進めましょう。

さて、いくらおいしい食べ物でも一夜越すと味も変わり、腐敗するかも知れません。料理は早く食べるように心掛けてく



ださい。また、冷蔵庫を過信するのもよくありません。冷蔵庫は細菌の繁殖速度を遅らす働きをするだけのものです。これが2番目の迅速、3番目の加熱または冷却につながります。

スモンなど6疾病に医療費を助成

化学物質などの影響で目が見えなくなったり、からだが不自由になってしまう難病が大きな社会問題となっています。このような難病は20種類以上もあるといわれ、現在研究が進められています。原因や治療方法などの多くが解明されていません。

このうちスモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、

多発性硬化症、再生不良貧血の6疾病を特定病に指定し、国と県で治療費を支給（保険）しています。しかし、マッサージ代や交通費、付添人の費用など患者の個人負担も多くかかります。そこで、市は患者の負担がいくらかでも軽くなるように、療養手当を支給する制度を設けました。

この制度は「富士市特定疾病患者治療

助成費支給要綱」にもとづいて、スモンなど6疾病の患者に助成するもので、今年の4月1日にさかのぼり支給します。

助成を受けることができるのは、住民基本台帳に登録してある市民で、現在医療機関などで治療を受けている人です。手続きに必要な書類は受給資格認定申請書と医師の診断書、住民基本台帳の写しで、衛生課（4階）へ申込みを行なってください。助成費の交付は1月、4月、7月、10月の年4回で、4カ月分づつを1度に申請していただきます。

助成額は、1カ月のうち15日以上入院した場合は月額5000円。14日以下の入院または通院の場合は月額2500円です。

<p>件数 244件 (5月まで 1018件)</p> <p>死者 5人 (5月まで 10人)</p> <p>負傷者 90人 (5月まで 530人)</p>		<p>六月の 交通事 火災件 数</p>		<p>6件発生 (5月まで 62件)</p> <p>損害額 34万円 (5月まで 9122万円)</p> <p>死者 0 傷者 0 (5月まで 死者0人 負傷者16人)</p>
--	--	----------------------------------	--	--